

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表について

平成28年度における本市の人事行政の運営等の状況について、南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南あわじ市条例第6号）第6条の規定に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務等についての概要を公表します。

平成29年9月29日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成28年4月2日～平成29年4月1日）

| 区 分 | 採用者数 | 備 考 |
|-----------|------|---------------------------|
| 一 般 行 政 職 | 25人 | 平成29年4月1日付（事務職13人、保育士12人） |
| 医 師 職 | 0人 | |
| 看 護 職 | 0人 | |
| 技 能 労 務 職 | 0人 | |
| 合 計 | 25人 | |

（注）採用者数は、競争試験により採用した職員数です。

(2) 職員の職種別事由別退職状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

| 区 分 | 定年退職 | 早期希望退職 | 普通退職 | 計 |
|-----------|------|--------|------|-----|
| 一 般 行 政 職 | 18人 | 3人 | 7人 | 28人 |
| 医 師 職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 看 護 職 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 技 能 労 務 職 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 合 計 | 19人 | 3人 | 8人 | 30人 |

（注）1 定年退職とは、医師は70歳、その他の職員は60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職することです。

なお、医師は73歳まで定年延長することができます。

2 早期希望退職とは、以下の要件に該当する職員で、早期希望退職の募集に応じ、定年前に退職することの認定を受けて退職することです。

・退職日において勤続期間が15年以上で平成29年3月31日において年齢が45歳以上60歳未満である職員。

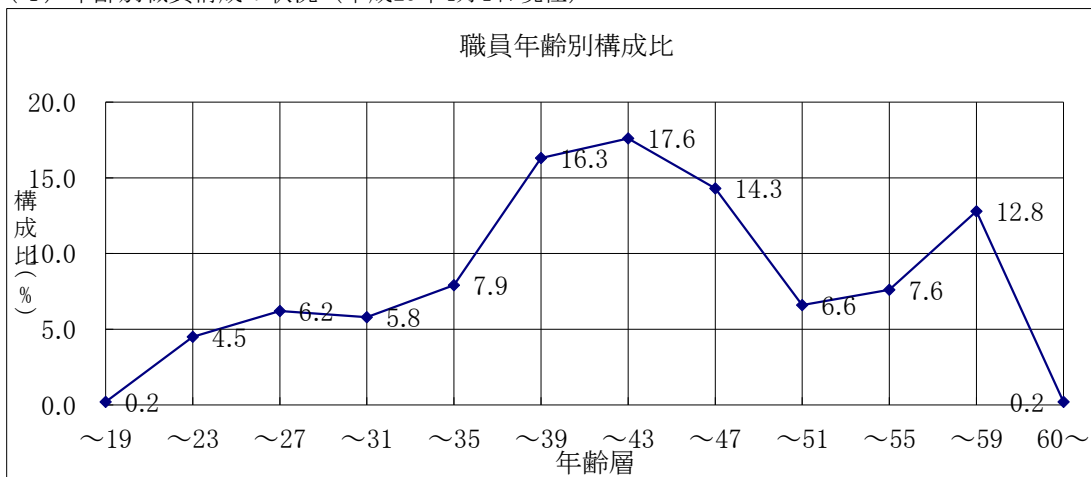
3 普通退職とは、定年退職、勲奨退職以外の者で、自己都合により退職することです。（死亡退職を含む。）

(3) 職員数の状況（各年度の4月1日現在）

| 部 門 | 職員数 | | 対前年増加数 | 主な増減理由 | |
|-----------------|-------|-------|--------|--------|---------------|
| | 平成29年 | 平成28年 | | | |
| 福祉関係を除く 一般行政 | 議 会 | 6人 | 6人 | 0 | |
| | 総 務 | 131人 | 133人 | △ 2 | 人事異動による減 |
| | 税 務 | 17人 | 17人 | 0 | |
| | 農林水産 | 32人 | 31人 | 1 | 人事異動による増 |
| | 商 工 | 12人 | 11人 | 1 | 人事異動による増 |
| | 土 木 | 28人 | 29人 | △ 1 | 人事異動による減 |
| | 小 計 | 226人 | 227人 | △ 1 | |
| 福祉関係 | 民 生 | 93人 | 90人 | 3 | 人事異動による増 |
| | 衛 生 | 35人 | 32人 | 3 | 人事異動による増 |
| | 小 計 | 128人 | 122人 | 6 | |
| 一般行政部門 | | 354人 | 349人 | 5 | |
| 特別行政 | 教 育 | 67人 | 67人 | 0 | |
| | 消 防 | 1人 | 1人 | 0 | |
| 特別行政部門 | | 68人 | 68人 | 0 | |
| 公営企業 | 病 院 | 4人 | 4人 | 0 | |
| | 水 道 | 14人 | 15人 | △ 1 | 人事異動による減 |
| | 下 水 道 | 14人 | 16人 | △ 2 | 人事異動による減 |
| | そ の 他 | 30人 | 37人 | △ 7 | 事業廃止、人事異動による減 |
| 公営企業等会計部門 | | 62人 | 72人 | △ 10 | |
| 合 計 | | 484人 | 489人 | △ 5 | |

（注）1 職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員等を含んでいます。

(4) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



| 区分 | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳以上 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|-------|-------|
| | | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | | |
| 職員数 (人) | 1 | 22 | 30 | 28 | 38 | 79 | 85 | 69 | 32 | 37 | 62 | 1 | 484 |
| 構成比 (%) | 0.2 | 4.5 | 6.2 | 5.8 | 7.9 | 16.3 | 17.6 | 14.3 | 6.6 | 7.6 | 12.8 | 0.2 | 100.0 |

参考：平成28年4月1日の職員数及び構成比

| 区分 | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳以上 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|-------|-------|
| | | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | | |
| 職員数 (人) | 2 | 13 | 24 | 32 | 42 | 89 | 85 | 56 | 29 | 40 | 76 | 1 | 489 |
| 構成比 (%) | 0.4 | 2.7 | 4.9 | 6.5 | 8.6 | 18.2 | 17.4 | 11.5 | 5.9 | 8.2 | 15.5 | 0.2 | 100.0 |

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の概要 (平成29年4月1日現在)

平成26年5月14日に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から法律に基づいて人事評価が行われています。

- ① 年2回、7月1日及び1月1日を基準日として能力評価・業績評価を原則全職員に対して実施します。
- ② 評価において、職員の成績を「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」「劣る」の5段階に区分します。
- ③ 評価の結果は、昇給、昇格、勤勉手当に反映するほか、人事管理や人材育成にも反映させることとします。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

※平成28年度は見込額です

| 区分 | 住民基本台帳人口 (各年度末の3月31日現在) | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) |
|------|----------------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 28年度 | 平成29年3月31日 人 48,427 | 千円 27,994,939 | 千円 275,847 | 千円 3,551,272 | % 12.7 |
| 27年度 | 平成28年3月31日 人 49,046 | 千円 28,581,810 | 千円 959,834 | 千円 3,641,185 | % 12.7 |
| 比較 | 人 △ 619 | 千円 △ 586,871 | 千円 △ 683,987 | 千円 △ 89,913 | % 0.0 |

(注) 人件費は、平成28年度の普通会計決算額で、一般職及び特別職の職員に対する給与のほか、健康保険及び退職手当等の負担金並びに非常勤特別職の報酬を含んでいます。

【用語解説】

普通会計：各地方公共団体によって一般会計や特別会計の範囲が異なることから、これを調整して統一的な基準で統計をとるために用いられる概念的な会計区分で、公営事業会計以外のすべてが含まれます。本市においては一般会計に、産業廃棄物最終処分事業特別会計及びケーブルテレビ事業特別会計を加えたものです。

一般会計：市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上している会計。単一会計主義といわれるように、本来あらゆる歳入、歳出を単一の会計で処理することを原則としているが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほか特別会計を設けています。

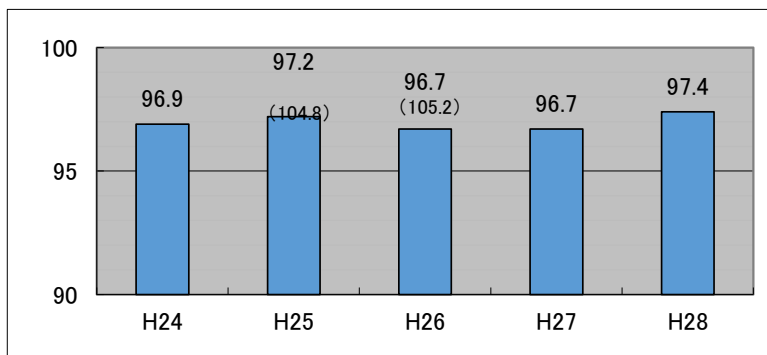
特別会計：一般会計に対する会計で、上記のように、特定の歳入歳出を一般の歳入歳入と区別して別箇に処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがあります。

(2) 職員給与費の状況（各年度の普通会計予算）

| 区 分 | 職員数 (A) | 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費 (B/A) |
|------|------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|
| | | 給料 | 期末・勤勉手当 | その他の手当等 | 計 (B) | |
| 29年度 | 人 428 | 千円 1,597,993 | 千円 618,137 | 千円 228,641 | 千円 2,444,771 | 千円 5,712 |
| 28年度 | 人 424 | 千円 1,604,518 | 千円 612,086 | 千円 231,367 | 千円 2,447,971 | 千円 5,774 |
| 比較 | 人 4 | 千円 △ 6,525 | 千円 6,051 | 千円 △ 2,726 | 千円 △ 3,200 | 千円 △ 62 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 給与費は平成28年度及び平成29年度の当初予算にそれぞれ計上された額です。
 3 職員数の中には、特別職（市長、副市長、教育長）は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度の4月1日現在）



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数 **97.4**（平成28年4月1日現在）
 〈（ ）内は国家公務員の給与改定特例法の措置を反映した場合の指数〉
 (注) 平成28年4月1日現在における本市の支給率と国基準の支給率により算出したもの
 ※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。（国、南あわじ市ともに地域手当の支給なし。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|---------|----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 41歳11ヶ月 | 317,405円 | 356,014円 | 343,011円 |
| 国 | — | — | — | — |

②医師職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|------|----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 64 | 574,400円 | 1,468,948円 | 674,400円 |
| 国 | — | — | — | — |

③看護職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|---------|----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 43歳11ヶ月 | 322,400円 | 344,670円 | 337,583円 |
| 国 | — | — | — | — |

④技能労務職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|----------|--------|----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 49歳7ヶ月 | 319,296円 | 358,693円 | 340,928円 |
| うち清掃職員 | 46歳2ヶ月 | 314,300円 | 339,317円 | 335,317円 |
| うち学校給食員 | 56歳9ヶ月 | 357,833円 | 370,407円 | 362,833円 |
| うち用務員 | 55歳8ヶ月 | 307,900円 | 311,400円 | 311,400円 |
| うち自動車運転手 | 46歳7ヶ月 | 314,414円 | 353,475円 | 346,571円 |
| その他 | 50歳7ヶ月 | 315,200円 | 389,012円 | 339,143円 |
| 国 | — | — | — | — |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額(B)」は、国が公表する国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国ベースで再計算したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日）

| 区分 | 南あわじ市 | 国 |
|-------|-------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 178,200円 |
| | 高校卒 | 146,100円 |
| 医師職 | 大学卒 | 245,200円 |
| 看護職 | 大学卒 | 205,200円 |
| | 短大3卒 | 195,900円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 148,200円 |

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日）

| 区分 | | 経験年数別平均給料月額 | | | | | |
|------------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| | | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 35年未満 | 35年以上 |
| 南あわじ市 (一般行政職) | 大学卒 | 281,695円 | 325,477円 | 361,279円 | 383,352円 | 410,159円 | 406,443円 |
| | 高校卒 | 242,750円 | 317,685円 | 349,633円 | 382,860円 | 395,555円 | 402,975円 |
| 国 (行政職) | 大学卒 | — | — | — | — | — | — |
| | 高校卒 | — | — | — | — | — | — |

(7) 行政職の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成29年4月1日）

| 等級 | 等級別基準職務表に規定する 基準となる職務 | 合計 | | 内訳 | | 職制上の段階 | | |
|----|---|-----|-------|-------------------|-----|--------|-------|--------|
| | | (人) | (%) | 職名 | (人) | (人) | (%) | 段階 |
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 | 37 | 8.2% | 主事 | 25 | 74 | 16.4% | 主事級 |
| | | | | 保健師・栄養士 | 0 | | | |
| | | | | 保育士・教諭・保育教諭 | 12 | | | |
| | | | | 計 | 37 | | | |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 | 37 | 8.2% | 主事 | 29 | 74 | 16.4% | 主事級 |
| | | | | 保健師・栄養士 | 1 | | | |
| | | | | 保育士・教諭・保育教諭 | 7 | | | |
| | | | | 計 | 37 | | | |
| 3級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、係員を指揮指導する職務 | 125 | 27.7% | 主査 | 56 | 125 | 27.7% | 主査級 |
| | | | | 係長 | 52 | | | |
| | | | | 主任保健師・主任栄養士 | 4 | | | |
| | | | | 主任保育士・主任教諭、主任保育教諭 | 13 | | | |
| | | | | 計 | 125 | | | |
| 4級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、係員を指揮監督する職務 | 161 | 35.7% | 課長補佐 | 136 | 161 | 35.7% | 課長補佐級 |
| | | | | 副支配人 | 1 | | | |
| | | | | 主任保健師・主任栄養士 | 6 | | | |
| | | | | 主任保育士・主任教諭、主任保育教諭 | 18 | | | |
| | | | | 計 | 161 | | | |
| 5級 | 1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、かつ、課長又は委員会等の事務局の長を補佐する職務 2 課長の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 本庁以外の施設の長の職務 | 56 | 12.4% | 課長 | 7 | 56 | 12.4% | 課長・主幹級 |
| | | | | 主幹 | 12 | | | |
| | | | | 副主幹 | 15 | | | |
| | | | | 主任保育士・主任教諭、主幹保育教諭 | 3 | | | |
| | | | | 所長・館長・園長・支配人 | 19 | | | |
| | | | | 計 | 56 | | | |
| 6級 | 1 困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う本庁以外の施設の長の職務 | 24 | 5.4% | 課長 | 21 | 24 | 5.4% | 課長級 |
| | | | | 事務局長 | 1 | | | |
| | | | | 所長・館長・園長・支配人 | 2 | | | |
| | | | | 計 | 24 | | | |
| 7級 | 1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 特に困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 特に困難な業務を行う本庁以外の施設の長の職務 | 11 | 2.4% | 部長 | 9 | 11 | 2.4% | 部長級 |
| | | | | 会計管理者 | 1 | | | |
| | | | | 事務局長 | 1 | | | |
| | | | | 所長・館長・園長・支配人 | 0 | | | |
| | | | | 計 | 11 | | | |
| 合計 | | 451 | 100 | | | | | |

(注) 1 職員数は、南あわじ市の給与条例に基づく行政職給料表の級別区分による職員数です。

(8) 昇給期間短縮の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

| 区分 | 全職種 |
|------------------------|----------------------|
| 職員数 (A) | 平成28年4月1日現在全職員数 489名 |
| 普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B) | 0名 |
| 比率 (B/A) | - |

(9) 期末手当・勤勉手当（平成28年度）

| 区分 | | 南あわじ市 | | 国 | |
|------------|------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 支給割合 | 6月期 | 1.225ヶ月 | 0.800ヶ月 | 1.225ヶ月 | 0.800ヶ月 |
| | 12月期 | 1.375ヶ月 | 0.900ヶ月 | 1.375ヶ月 | 0.900ヶ月 |
| | 合計 | 2.60ヶ月 | 1.70ヶ月 | 2.60ヶ月 | 1.70ヶ月 |
| 1人あたり平均支給額 | | 1,456,649 | | | |

(注) 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当決算額を、普通会計に属する職員数421人で除した額です。

(10) 退職手当（平成28年4月1日現在）

| 区分 | | 南あわじ市 | | 国 | |
|------------|-------|------------|-------------|----------|------------|
| | | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 支給割合 | 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| | 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 29.145月分 | 34.5825月分 |
| | 勤続30年 | 36.105月分 | 42.4125月分 | 36.105月分 | 42.4125月分 |
| | 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 | 41.325月分 | 49.59月分 |
| | 最高限度 | 49.590月分 | 49.59月分 | 49.590月分 | 49.59月分 |
| 1人あたり平均支給額 | | 5,945,629円 | 21,912,143円 | | |

（注）上記は平成27年4月1日より適用の支給割合です。平均支給額は、平成28年度に退職した職員の額です。

(11) 地域手当（平成28年度）

| | | | |
|------------------|---------|------|--------|
| 支給実績（平成25年度決算額） | | 0円 | |
| 支給職員1人当たりの平均支給年額 | | 0円 | |
| 支給率 | 支給対象職員数 | 国の基準 | 県の基準 |
| 0 % | — | 0 % | 3.75 % |

（注）平成21年度から地域手当を廃止しています。

(12) 特殊勤務手当（平成28年度）

| 支給実績（平成28年度決算額） | | 8,831千円 | |
|-------------------|----------|-------------------------------------|--|
| うち医師手当 | | 4,393千円 | |
| うち医師手当を除く手当 | | 4,438千円 | |
| 支給職員1人当たりの平均支給年額 | | (医師1人を除く) 48,244円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | | 17.4 % | |
| 手当の種類（手当数） | | 14 手当 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 感染症防疫作業従事手当 | 業務従事職員 | 感染症防疫に従事する業務 | 日額 1,000円 |
| じんあい作業従事手当 | 業務従事職員 | じんあい作業に従事する手当 | 月額 8,000円 |
| 行旅死亡人等取扱作業従事手当 | 作業従事職員 | 行旅病人及び死亡人の看護、移送又は埋葬の業務 | 行旅病人 1回 2,000円 行旅死亡人 1回 10,000円 |
| 保育士従事手当 | 保育士 | 保育士業務 | 月額 3,000円 |
| 保健師業務従事手当 | 保健師 | 保健師業務 | 月額 3,000円 |
| 栄養士業務従事手当 | 栄養士 | 栄養士業務 | 月額 3,000円 |
| 危険又は困難業務従事手当 | 業務従事職員 | 市長が性質、環境等が特に危険又は困難とみなす業務 | 日額 1,000円 |
| 幼稚園教諭従事手当 | 幼稚園教諭 | 幼稚園業務 | 月額 3,000円 |
| 国民宿舎業務従事手当 | 業務従事職員 | 国民宿舎に勤務する副支配人及び調理師 | 副支配人 月額 8,000円 調理長 月額 8,000円 調理師 月額 3,000円 |
| 介護員業務従事手当 | 業務従事職員 | 介護業務 | 月額 4,000円 |
| 社会福祉業務従事手当 | 生活保護担当職員 | 生活保護法の規定により、要保護者等を訪問して行う指導、相談及び調査業務 | 月額 3,000円 |
| 火葬場業務従事手当 | 火葬場勤務職員 | 火葬に携わる業務 | 月額 40,000円 |
| し尿処理業務従事手当 | 業務従事職員 | し尿処理業務 | 月額 8,000円 |
| 診療所業務従事手当 | 医師 | 診療所医師又は歯科医師に従事したものに支給 | 医師手当については月額45万円の範囲内、研修手当については月額31万円の範囲内 |

（注）上記の平均支給年額は、全会計の特殊勤務手当決算額を支給対象者92名（平成29年3月支給対象者・医師除く）で除した額です。

(13) 時間外勤務手当 (平成28年度)

| | |
|----------------------------|----------|
| 総支給額 (平成28年度決算額) | 53,702千円 |
| 職員1人あたりの平均支給年額 (支給対象者404人) | 132,927円 |

(注) 上記の平均支給年額は、全会計の時間外勤務手当決算額を、管理職を除く職員数404人で除した額です。

(14) その他の手当 (平成28年度)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (28年度決算額) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算額) |
|--------|---|----------|---|----------------|---------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族1人目 11,000円 ※ただし、満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 | 同 | | 46,233千円 | 231,166円 (対象者200人) |
| 住居手当 | 自宅住居者 なし (平成25年度より廃止) 借家居住者 12,000円を超える家賃に応じ、最高27,000円 | 同 同 | | 15,353千円 | 295,258円 (対象者52名) |
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃相当額 その交通機関の最長の定期券(6ヵ月)の額を一括支給 ※ ただし、支給限度額 1ヵ月当たり55,000円 自動車等使用者 1km未満 月額1,000円 1km以上 2km未満 月額1,500円 2km以上 3km未満 月額3,000円 3km以上 4km未満 月額3,600円 4km以上 5km未満 月額4,200円 5km以上 6km未満 月額4,800円 6km以上 7km未満 月額5,400円 7km以上 8km未満 月額6,000円 8km以上 9km未満 月額6,600円 9km以上10km未満 月額7,200円 10km以上11km未満 月額7,800円 11km以上12km未満 月額8,400円 12km以上15km未満 月額9,000円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円 | 同 異 | 自動車等使用 2km未満 月額0円 2km以上 5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,200円 10km以上15km未満 月額7,100円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円 | 32,361千円 | 70,968円 (対象者456名) |
| 管理職手当 | 医師100,000円、部長70,000円 課長55,000円、参与45,000円 保育所長、幼稚園長 40,000円 主幹38,000円 | — | | 45,508千円 | 598,791円 (対象者76名) |
| 単身赴任手当 | 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給 | 同 | | 0千円 | — (対象者0名) |

(注) 上記の平均支給年額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額です。

(15) 特別職の報酬等の状況（平成28年度）

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | |
|---------|-------|-------------------------|--|
| 給 料 | 市 長 | 850,000 円 | (参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000円 / 440,000円 |
| | 副 市 長 | 680,000 円 | 800,000円 / 552,000円 |
| 報 酬 | 議 長 | 450,000 円 | 528,000円 / 274,000円 |
| | 副 議 長 | 378,000 円 | 450,000円 / 234,000円 |
| | 議 員 | 346,500 円 | 420,000円 / 220,000円 |
| 期 末 手 当 | 市 長 | (28年度支給割合) | 4.30月分 |
| | 副 市 長 | (28年度支給割合) | 4.30月分 |
| 退 職 手 当 | 市 長 | (算定方式) 給料月額×48月×0.40 | (支給時期) 任期終了後 |
| | 副 市 長 | 給料月額×48月×0.24 | 任期終了後 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|-----------------------|------|-------|-------------|
| 1日7時間45分 1週38時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 |

(2) 主な休暇の種類（平成29年4月1日現在）

| 休暇の種類 | 内容、付与要件等 | 期間等 |
|----------------|---|--|
| 年次休暇 | 職員が請求した時に付与される休暇 最大（繰越日を含め）1年につき40日間 | 1暦年につき20日以内 |
| 病気休暇 | 公務上（通勤含む）の負傷若しくは疾病の場合 その他の負傷若しくは疾病の場合 | 必要と認められる期間 90日の範囲内で必要と認められる期間 |
| 特別休暇 | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる休暇 ※ 主な特別休暇は次のとおり | それぞれの休暇に応じた 日数・時間 |
| 選挙権等公民権行使に係る休暇 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 官公署出頭に係る休暇 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合 | 必要と認められる期間 |
| 骨髄提供のための休暇 | 骨髄液提供のため検査、入院する場合 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア休暇 | 自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 | 1暦年5日以内 |
| 結婚休暇 | 結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間 | 5日以内 |
| 産前休暇 | 出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠は14週間）から出産日当日まで | 出産日までの請求期間 |
| 産後休暇 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで | 8週間 |
| 育児時間休暇 | 生後1年未満の子を養育するため | 1日につき2回、各60分以内の時間 |
| 妻の出産休暇 | 配偶者の出産に伴い出産の付き添い等補助する場合 | 2日以内 |
| 男性の育児参加のための休暇 | 配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する場合 | 5日以内 |
| 生理休暇 | 勤務することが著しく困難なとき | 請求期間 |
| 妊産婦の保健指導休暇 | 母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合 | 妊娠満23週 4週間に1回 妊娠満24週～満35週 2週間に1回 妊娠満36週～出産 1週間に1回 産後1年まで 1回 |
| 子の看護休暇 | 負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合 | 1暦年5日以内 |
| 忌引休暇 | 職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき | 親族の区分により1日から10日までの期間 |
| 追悼休暇 | 父母の追悼をする場合（父母の死亡後15年以内） | 1日 |
| 夏季休暇 | 7月から9月までの期間において5日の範囲内 | 5日以内 |
| リフレッシュ休暇 | 勤続年数20年及び30年に達した日以後1年経過日までの期間 | 連続する3日以内 |
| 住居滅失等 | 地震、水害などの災害で被災し、現住居が滅失又は損壊した場合 | 必要と認められる期間 |
| 交通遮断 | 災害や交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 | 必要と認められる期間 |
| 危険回避 | 災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合 | 必要と認められる期間 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇 | 3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内 |
| 介護時間 | 要介護者の介護をするため、当該介護を必要とする連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが認められる場合の無休の休暇 | 1日2時間を超えない範囲内 |
| 組合休暇 | 職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇 | 1暦年につき30日以内 |

(3) 年次休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

| 対象人数 (A) | 総付与日数 (B) | 総取得日数 (C) | 取得率 (C/B×100) | 1人あたり 平均取得日数 (C/A) |
|-------------|--------------|--------------|------------------|--------------------------|
| 412 | 16,360 | 3,927 | 24.00 | 9.53 |

(注) 対象人数は、育児休業者や退職者等を除いています。

5 職員の休業の状況

(1) 職員の休業制度の概要（平成29年4月1日現在）

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 育児休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が3歳に達する日までその子を養育するために休業できる制度 |
| 部分休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が小学校就学の始期まで、その子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で休業できる制度 |
| 育児短時間勤務 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が小学校就学の始期まで、その子を養育するため、希望する日及び時間帯において、1週間当たりの勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となるように勤務することができる制度 |
| 自己啓発等休業 | 大学等課程の履修又は国際貢献活動をすることが、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合、これらをするため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度 |
| 配偶者同行休業 | 6月以上にわたって配偶者の外国での勤務が継続することが見込まれる場合、配偶者に同行するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度 |

※ これらの休業等は、休業中又は休業している時間は無給になります。

(2) 職員の休業等の取得状況（平成28年度）

| 区分 | 取得者数 | うちH28新規取得者 |
|---------|------|------------|
| 育児休業 | 17人 | 3人 |
| 部分休業 | 25人 | 5人 |
| 育児短時間勤務 | 0人 | 0人 |
| 自己啓発等休業 | 0人 | 0人 |
| 配偶者同行休業 | 0人 | 0人 |

※ 配偶者同行休業は、平成28年3月30日に条例が施行されました。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

分限処分とは、勤務実績がよくない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任、免職及び退職）のことです。

| 区 分 | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 合 計 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 勤務実績が良くない場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 0人 | 0人 | 3人 | 3人 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 廃職又は過員となった場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(2) 職員の懲戒処分の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分（免職、停職、減給及び戒告）のことです。

| 区 分 | 免 職 | 停 職 | 減 給 | 戒 告 | 合 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般服務関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 公金官物取扱関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 公務外非行関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 道路交通法違反関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 監督責任関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【用語解説】

免職: 職員の身分を失わせる処分です。

停職: 職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は無給となります。

減給: 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

戒告: 職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律遵守に関する取り組み（平成28年度）

- 1) 年末年始の綱紀の肅正について（平成28年12月12日発総務部長通知）
（綱紀肅正、虚礼廃止、交通事故防止）
- 2) 地方公務員法（営利企業の従事制限等）の遵守について（平成29年2月8日発副市長通知）
- 3) 公務員倫理研修の実施（全職員対象）

(2) 営利企業従事許可に関する状況（平成28年度）

| 営利企業等の従事の内容 | 許可件数 |
|---|------|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合 | 0件 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合 | 0件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合（注1） | 21件 |

（注1）内訳は、経済センサス-活動調査指導員(2人)、経済センサス-活動調査調査員(12人)、労働力統計調査員(1人)、農業構造調査員(1人)、南あわじ市スポーツ推進委員(2人)、南あわじ市農業共済連絡員及び損害評価員(3人)です。

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理制度の概要（平成29年4月1日現在）

平成26年5月14日に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から地方公務員の退職管理の適正を確保するための制度が設けられました。

- ① 管理職であった職員が退職後、営利企業等に再就職した場合、市長に再就職の状況を届け出ることを義務付ける。
- ② 営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対して契約等事務に関する働きかけを原則禁止する。
- ③ 現職の職員が、営利企業等に再就職した職員から契約等事務に関して働きかけされた場合、市長へ届出することを義務化する。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（平成28年度）

| 区 | | 分 | 受講者数 |
|-------------|---|---|--------------|
| 市単独研修 | 階層別研修 | 課長職研修 | 27人 |
| | | 係長級職員研修 | 34人 |
| | | 新任職員研修 | 10人 |
| | 派遣研修 | 兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 | 1人 |
| | | 兵庫県淡路県民局地域振興部洲本土改土事務所 | 2人 |
| | | 兵庫県淡路県民局県民交流室未来島推進課 | 2人 |
| | その他研修 | 人権研修 | 396人 |
| | | 交通安全研修 | 368人 |
| | | 公務員倫理研修 | 496人 |
| | 淡路広域行政主催 | | 淡路3市合同新任職員研修 |
| 兵庫県自治研修所主催 | 市町職員第1部研修 | | 9人 |
| | 市町職員第2部研修 | | 13人 |
| | 監督職研修 | | 13人 |
| | 管理職研修（課長級） | | 9人 |
| | 人と仕事のマネジメント向上研修、公務員倫理指導者養成研修、女性リーダー育成研修、クレーム対応力研修、行政法・基礎研修、地域の元気人材フォーラム | | 8人 |
| 市町村振興協会主催 | | Word、Excel、PowerPoint、AutoCAD、情報セキュリティ等パソコン研修 | 21人 |
| 兵庫県市町振興課主催 | | 給与、人事、地方債、徴収、財政、交付税、法制執務、新地方公会計、地方公営企業会計、財務等担当者研修 | 32人 |
| 市町村アカデミー等主催 | | 災害発生後の市町村の役割～復旧から復興へ | 4人 |
| その他 | | 地方財政関係研修、自治大学校事後研修等 | 0人 |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（平成28年度）

| 区 分 | 市町村職員共済、公立学校共済の合計 |
|----------|-------------------|
| 金 額 | 439,229千円 |
| 1人当たり負担額 | 1,043,299円 |

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員421人で除した額。

(2) 職員互助会負担金（平成28年度）

| 区 分 | |
|----------|---------|
| 金 額 | 3,241千円 |
| 1人当たり負担額 | 7,698円 |

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員421人で除した額。

(3) 退職手当組合負担金（平成28年度）

| 区 分 | |
|----------|-----------|
| 金 額 | 294,920千円 |
| 1人当たり負担額 | 700,523円 |

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員421人で除した額。

(4) 職員健康診断等の実施状況（平成28年度）

| 区 分 | 受 診 者 数 |
|---------------|---------|
| 定 期 健 康 診 断 | 199人 |
| 人 間 ド ッ ク | 240人 |
| 子 宮 頸 ガ ン 検 診 | 50人 |
| 脳 ド ッ ク | 45人 |

(5) 公務災害等の発生状況（平成28年度）

| 申 請 | | 認 定 | 不 認 定 | 継 続 審 議 |
|---------|----|-----|-------|---------|
| 公 務 災 害 | 5件 | 5件 | 0件 | 0件 |
| 通 勤 災 害 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 |

(注) 1 地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。